

# 福岡県田川地区消防組合職員の住居手当支給に関する規則

〔昭和 56 年 4 月 13 日〕  
規則 第 5 号

改正 平成 15 年 11 月 26 日組合規則第 10 号

## (総則)

第 1 条 この規則は、福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（昭和 56 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、住居手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

## (適用除外職員)

第 2 条 条例第 14 条第 1 項第 1 号に規定する以外の職員とは、父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員。

## (持家居住職員に準ずる職員)

第 3 条 条例第 14 条第 2 項第 2 号の規定で定める職員は世帯主住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に定める住民票の世帯主欄に掲げられている者（以下同じ。）である職員で自らの所有に係る住宅に居住する職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 世帯主である職員で扶養親族（条例第 11 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）の所有に係る住宅に居住する者
- (2) その属する世帯の世帯主が扶養親族である職員で、自らの所有に係る住宅又は扶養親族の所有に係る住宅に居住する者
- (3) その他任命権者が認める職員

## (届出)

第 4 条 新たに条例第 14 条第 1 項及び同条第 2 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（様式第 1）によりその居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があつた場合についても同様とする。

## (確認及び決定)

第 5 条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第 14 条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による確認をするにあつては、必要に応じ契約書、家賃の領収書その他届出に係る事実を証明するに足りる書類の提示を求めることができる。

3 任命権者は、第 1 項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿（様式第 2）に記載するものとする。

## (家賃の算定の基準)

第 6 条 第 4 条の規定による届出に係る職員が食費等をあわせて支払っている場合における家賃に相当する額の算定は任命権者が別に定める基準によるものとする。

(支給の始期及び終期)

第7条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行はれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第8条 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が、条例第14条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか、及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(住居手当の支給)

第9条 住居手当の支給については、この規則で定めるもののほか職員の給料支給の例によるものとする。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(平成15年組合規則第10号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

様式第1（第4条）

住 居 届

（ 年 月 日提出）

殿	所属長		印		主な届出の理由 新規 転居 契約関係の変更（契約の更新を含む。）  家賃の額の改定  上記事実の発生日	住宅の所有関係の変更 支給要件の喪失 その他  ( ) ( ) ( )
	職					

福岡県田川地区消防組合職員の住居手当支給に関する規則第4条の規定に基づき、居住の事情、住宅の所有関係等を届出ます。

（契約書等証明書類 通添付）

貸家・貸間	契約年月日	年 月 日	契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
	住宅の所在地			住宅への入居日 年 月 日
	住宅の種類	借家 借間	まかない付下宿	住宅の契約面積 m <sup>2</sup>
	住宅の所有者	続柄 ( )	住所	
	住宅の貸主	続柄 ( )	住所	
	住宅の名義上の借主	本人 扶養親族 ( 氏名 ) 共同名義人が		いない { 氏名 続柄 ( ) ( ) いる { ( ) ( )
	家賃等	月額 ( 年 月 日から )	円	左記家賃等には 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)

自 宅	住宅の所在地				住宅への入居日	年 月 日		
	住 宅 の 所 有 関 係	所有権のある住宅	本人	本人の 扶養親族	職員である 配偶者	職員である配偶者 の扶養親族	所有権の保存又は移転の 登記年月日 ( 年 月 日 )	
			一親等の血族又は姻族(上欄に掲げる者と共有しているときに限り記入)					
		その他の住宅	所有権を留 保されてい る住宅	本人	本人の 扶養親族	職員である 配偶者	職員である配偶者 の扶養親族	名義上の所有者 ( )
			一親等の血族又は姻族(上欄に掲げる者と共同で購入しているときに限り記入)					
		譲渡担保の 目的となつ ている住宅	本人	本人の 扶養親族	職員である 配偶者	職員である配偶者 の扶養親族	名義上の所有者 ( )	
	一親等の血族又は姻族(上欄に掲げる者と共有しているときに限り記入)							
	住宅の取得理由		新築した。 購入した。					
	住宅の新築又は購入の日		年 月 日					
	同居者		配偶者 一親等の血族又は姻族 その他					
世帯主氏名(主たる生計維持者)								

借家・借間	家賃月額	左の家賃相当額 (A)	基礎控除額 (B)	手当支給対象額 ((A) (B))	支 給 額		
					全額支給(C)	1 / 2 支給(D)	計((C) + (D))
	円	円	円	円	円	円	円

自 宅	持家手当額 (A)	加 算 額 (B)	支給額 ((A) (B))
	円	円	円

〔 新築又は購入に係る住宅の5年の経過する日 〕  
年 月 日

年 月 日  
田川地区消防長

印

決 裁	係	係 長	課 長	決 裁 印

備 考
(「記入上の注意」は裏面にあるので参照のこと。)

#### 記入上の注意

- 1 「主な届出の理由」欄中新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、それぞれ該当する箇所にレ印を付するものとする。
- 2 「家賃等」の欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：まかない付下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難な時は、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代）を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付するものとする。
- 3 「住宅の所有関係」欄には当該住宅について共有関係にある同欄に掲げるものすべてにレ印を付し、「その他の住宅」欄には、当該住宅の購入者等についてこれに準じてレ印を付するものとする。
- 4 家賃額の改定等居住の実情等の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

